

国保でも傷病手当が支給可能に！ 議会で条例制定を求めていきましょう！

コロナ感染症対策本部ニュース No.6 2020.4.10

国民健康保険制度等においては、傷病手当金は、条例を制定して支給することができる「任意給付」です。

3月10日、厚生労働省は事務連絡を発出し、国内の感染拡大防止の観点から、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対して、次のような形で傷病手当金を支給することについて検討を促しました。

各議会においては、条例制定を積極的に求めていきましょう。

- 国民健康保険制度等が傷病手当金を支給する場合、国が特例的に特別調整交付金により財政支援を行う。
- 対象者は、被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者
- 個別の支給期間は、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は健康保険と同様、最長1年6月まで）
- 支給額は、直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額 × 2 / 3 × 日数
- 制度の適用は、令和2年1月1日～9月30日の間

なお3月24日の事務連絡において条例参考例とQ & Aが記されました。一部紹介します。

Q. 「労務に服することができない期間」の判断は？

- A. 今般の新型コロナウイルス感染症の相談・受診の目安として、
- ・風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている（解熱剤を飲み続けなければならないときを含む）
 - ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある

※高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合のいずれかに該当することが前提条件となる。

その上で、当該者が帰国者・接触者外来を受診した場合には、医療機関において、被保険者が提出する申請書（医療機関記入用）に必要事項を記載いただくことを想定している。

なお、当該者が帰国者・接触者外来を受診しないまま体調が改善した場合等には、被保険者が支給申請書にその旨を記載するとともに、当該申請書の記載内容（休養期間等）を事業主が確認し、事業主で把握している労務不能の期間等の情報と照らして相違がないことを、当該申請書の中で事業主にも証明していただくこと等により、保険者において労務不能と認められる場合には、傷病手当金を支給して差し支えない。

また、結果として新型コロナウイルス感染症に感染していなかった場合についても、取扱いは同様である。

3.10事務連絡と3.24事務連絡の一部を添付します。事務連絡のフルバージョンは厚労省HPからダウンロードできます。

- ・ 3.10事務連絡 <https://www.mhlw.go.jp/content/000607518.pdf>
- ・ 3.24事務連絡 <https://www.mhlw.go.jp/content/000612737.pdf>